

重症急性呼吸器症候群（SARS）の伝播確認地域からの転入を希望する  
児童・生徒の受入について

- 1 伝播確認地域からの転入を希望する児童・生徒は、転入を受け入れること。
- 2 ただし、現に症状がない場合でも潜伏期間中である可能性があることから、帰国後10日間を目安として、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまでは家庭学習とし、保護者との連絡を密にして健康管理に努めるよう働きかけること。

その期間の取扱いは、学校保健法に基づく出席停止とするが、保護者に対し、学校における保健管理上の必要性を十分説明し、理解と協力を得ること。

なお、当該学校において、家庭学習が計画的に行えるよう教科指導に関してきめ細かな対応を取るとともに、出席停止の事後措置として、補充学習等により学習の遅れを回復できるよう配慮すること。

また、出席停止措置等によって、当該児童・生徒や家庭に偏見等が生じないよう細心の配慮を行うこと。

【伝播確認地域】平成15年4月9日現在

（愛媛県感染症情報センターホームページにて最新情報を確認すること）

カナダ（トロント）、シンガポール、中国（広東省、山西省）、香港、台湾、  
ベトナム（ハノイ）

- 3 SARSは、当面、学校保健法施行規則第19条第1号に掲げる第1種の伝染病と同様に取り扱うものとされているので、学校保健法における第1種伝染病の取扱いについては、「学校において予防すべき伝染病の解説」（平成11年3月文部省体育局学校健康教育課発行）を参考に、適切に行うこと。

学校保健法 第12条（出席停止）

学校保健法施行令 第5条（出席停止の指示）

学校保健法施行令 第6条（出席停止の報告）

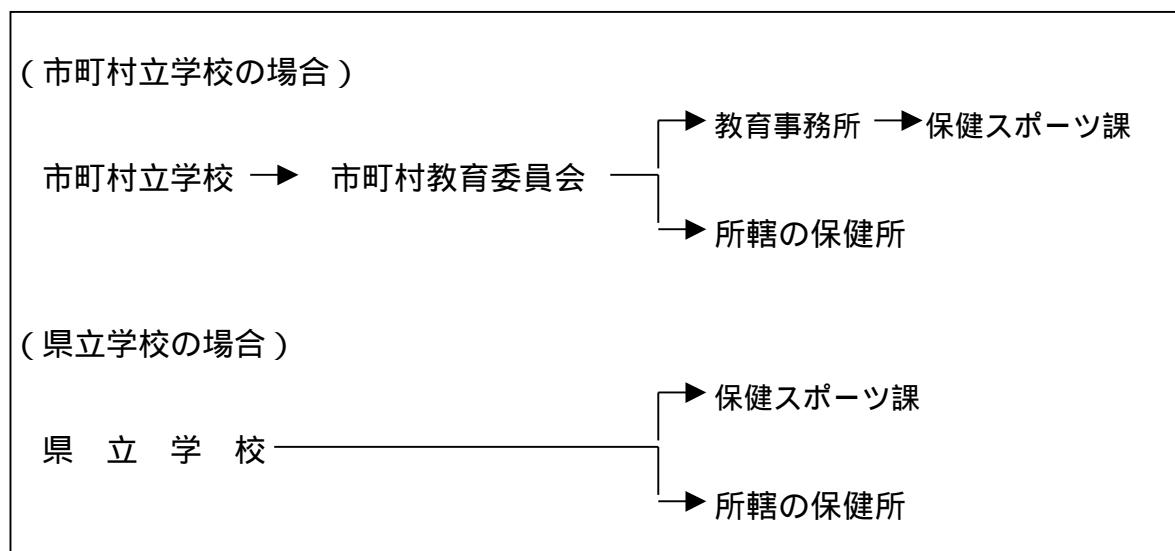
学校保健法施行規則 第20条（出席停止の期間の基準）

- 4 伝染病予防の原則に従い、うがいや手洗い等の一般的な予防法の励行に努めること。
- 5 SARS発生時の報告様式、報告の流れについては別紙のとおりとする。時期を逸せず早急に対応すること。

(別紙)

重症急性呼吸器症候群 (SARS) 等第一種伝染病の発生に伴う報告について

- 1 学校において第一種伝染病が発生した場合は、直ちに「学校における伝染病・食中毒発生状況報告」の内容を、次により電話で報告すること。



- 2 出席停止の取扱いについては、学校医、主治医、教育委員会、保健所等と連絡を取り、適切な措置を講じること。
- 3 出席停止の指示をした場合は、「出席停止報告書」を学校の設置者へ提出すること。